鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱

制定

19生産第9423号 平成20年3月31日 農林水産事務次官依命通知/

最終改正 令和3年12月20日付け 3農振第1842号

第1 趣 旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害については、鳥獣の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、中山間地域等を中心に全国的に深刻化している。また、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の営農意欲の低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせている。

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、地域主体の取組を推進することが効果的であるが、近年、農林漁業者の高齢化や狩猟者人口の減少が進行していること等に伴い、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが必要となっている。これらを受け、平成19年12月には、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)が制定され、また、平成24年3月には、対策の担い手確保、捕獲の一層の推進等を図るために法の一部が改正されたところである。さらに平成28年12月には、鳥獣被害対策実施隊の設置促進やその体制強化、捕獲した対象鳥獣の食品等としての利用の促進等を図るために法の一部が改正されたところである。

これらの状況を踏まえ、鳥獣被害防止総合対策交付金(以下「本交付金」という。)において、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第9条の許可を受けて行う農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等(以下「有害捕獲」という。)、被害防除、生息環境管理等の被害防止対策を総合的かつ計画的に実施するとともに、都道府県が主導して行う広域捕獲活動等の取組を実施するものとする。また、地域における被害防止対策や捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材を育成するとともに、最新の被害防止技術等について調査・検証を行い、効率的かつ効果的な被害防止技術・手法の実証・確立に寄与するものとする。さらに、捕獲鳥獣を利用した食肉等の全国的な需要拡大及び利活用推進を図るため、捕獲から需要までの関係者が一体となった情報共有体制の構築や普及啓発活動等の取組を実施するものとする。

第2 目 的

本交付金により実施する鳥獣被害防止総合支援対策(以下「本対策」という。) は、第1の趣旨を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に資することを目的として行うものとする。

第3 事業の実施方針等

1 事業の実施方針

本対策は、事業実施主体や地域が抱える鳥獣被害に関する問題の明確化を図り、第2に掲げる目的の達成に向け、地域の実情に応じつつ各種関連事業との連携の下に実施するものとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)が特に必要と認める場合にあっては、この限りではない。

2 事業の内容等

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、当該事業に係る事業種類、事業内容、事業実施主体、採択要件及び交付率については、それぞれ別表1、別表2、別表3、別表4、別表5、別表6及び別表7に掲げるとおりとする。

(1) 鳥獸被害防止総合支援事業

市町村等が作成する被害防止計画に基づき、法第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という。)等が行う捕獲等による有害捕獲、侵入防止柵の設置等による被害防除及び緩衝帯の設置等による生息環境管理の取組を総合的かつ計画的に実施する事業とする。

また、地域の実情及び第2の目的を達成する観点から、整備事業(別表1の事業内容の欄に定める整備事業をいう。以下同じ。)として、地域として独自の取組(以下「地域提案」という。)を実施できるものとする。

(2) 鳥獸被害防止都道府県活動支援事業

都道府県が主導して行う広域捕獲活動、大量捕獲技術等の新技術の実証・ 普及活動及び実施隊員確保のための人材育成活動を実施する事業とする。

(3) 鳥獸被害防止緊急捕獲活動支援事業

「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」(平成25年12月26日付け環境省及び農林水産省取りまとめ)等の目標達成等に向けて、農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費について、捕獲頭数に応じた支払いを実施する事業とする。

(4) 鳥獣被害対策基盤支援事業

鳥獣被害の防止対策を担う地域リーダーや捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成を図るため、研修カリキュラムの作成、研修会の開催等を実施する。

また、捕獲技術や被害防止技術等について調査・検証し、検討会を開催するとともに、対策手法に関する調査報告書等を作成・公表することにより、効率的かつ効果的な被害防止技術・手法の実証・確立に寄与するものとす

る。

さらに、捕獲鳥獣を利用した食肉(以下「ジビエ」という。)等の全国的な需要拡大及び利活用推進を図るため、捕獲から需要までの関係者が一体となった情報共有体制の構築や普及啓発活動等の取組を実施するものとする。

(5) 全国ジビエプロモーション事業

全国的なジビエの消費拡大を図るため、キャンペーン期間を設定した協賛 飲食店等とのフェア開催、消費者やインバウンドに対してジビエ関連情報の 発信等のプロモーションを実施する事業とする。

(6) 鳥獸被害防止対策促進支援事業

農作物等被害の低減を図るため、中山間地域等における侵入防止柵の設置による被害防除、効率的・効果的な捕獲に向けた生息状況調査及び捕獲現場等での実践的な捕獲従事者育成研修を実施する事業とする。また、捕獲活動の強化に伴い増加する捕獲個体を地域資源として有効活用するため、ジビエ処理加工施設と流通業者の連携による販売促進等を実施する事業とする。

(7) 鳥獸被害防止施設整備促進支援事業

中山間地域等における農作物等被害の低減を図るため、侵入防止柵の設置による被害防除を実施する事業とする。

3 事業費の低減

本対策を実施する場合は、地域の実情にかんがみ、過剰とみられるような施設等の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

4 費用対効果分析

事業実施主体は、整備事業を実施する場合にあっては、投資に対する効果が 適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、 整備する施設等の導入効果について、農村振興局長が別に定める手法を用いて 費用対効果分析を行うものとする。

第4 委任

本対策の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

第5 事業別事項

- 1 鳥獸被害防止総合支援事業:別記1
- 2 鳥獸被害防止都道府県活動支援事業:別記2
- 3 鳥獸被害防止緊急捕獲活動支援事業:別記3
- 4 鳥獸被害対策基盤支援事業:別記4
- 5 全国ジビエプロモーション事業:別記5
- 6 鳥獸被害防止対策促進支援事業:別記6
- 7 鳥獣被害防止施設整備促進支援事業:別記7

別表1 (第3関係) 鳥獣被害防止総合支援事業

	係)鳥獣被害防止総合支援	接事業		
事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	交付率
1 被害緊急対	1 推進事業	農村振興局長が	次に掲げる全ての要	1 推進事業
応型	(1)被害防止活動推進	別に定める協議会	件を満たすこと。	定額、1/2以内(た
	①推進体制の整備	等とする。		だし、被害防止活動
2 広域連携型	②有害捕獲		1 被害防止計画が作	推進における上限単
	③被害防除		成されていること又	価及び限度額、実施
	④生息環境管理		は作成されることが	隊特定活動における上
	⑤サル複合対策		確実に見込まれるこ	限単価、ICT等新技
	⑥他地域人材活用		と。	術実証における限度
	⑦ICT等新技術の活		2 有害捕獲、被害防	額、農業者団体等民間
	用		除及び生息環境管理	団体被害防止活動にお
	(2) 実施隊特定活動			ける限度額並びにジビ
	①大規模緩衝帯整備		行われていること又	工等の利用拡大に向け
	②誘導捕獲柵わな導入			た地域の取組、鳥獣被
	(3) ICT等新技術実		ること。	害対策実施隊体制強
	証			化、捕獲サポート体制
	(4)農業者団体等民間			の構築、重点捕獲対策
	団体被害防止活動			強化、処理加工施設の
	(5) ジビエ等の利用拡			人材育成、ICTの活
	大に向けた地域の取			用による情報管理の効
	組			率化、放射性物質影響
	(6) 鳥獣被害対策実施			地域のジビエ利活用推
	隊体制強化			進における限度額に
	(7) 捕獲サポート体制			ついては、農村振興
	の構築		ること。	局長が別に定めると
	(8) 重点捕獲対策強化 (9) 処理加工施設の人		4 整備事業を実施す	ころによる。)
	付きが、処理加工施設の人 材育成		る場合は、農村振興 局長が別に定めると	0 敷借事業
	10 ICTの活用によ		ころにより施設の耐	
	る情報管理の効率化		用年数が一定年数を	
	(11) 放射性物質影響地			縄県にあっては2/3
	域のジビエ利活用推			以内、次の(1)から
	進			(6) までの要件のい
	~_			ずれかに該当する地域
				にあっては、5.5/10以
	2 整備事業			内とする。(上記に関
	(1) 鳥獸被害防止施設		-	わらず、鳥獣被害防止
	①新規整備			施設を農家・地域住民
	②再編整備		の整備によるすべて	等参加型の直営施工に
	(2) 処理加工施設		の効用によってすべ	より整備する場合であ
	(3)捕獲技術高度化施		ての費用を償うこと	って、資材費のみ交付
	設		が見込まれること。	対象経費とするときに
	(4) 地域提案			は、定額補助できるこ
				ととし、鳥獣被害防止
				施設及び処理加工施設
				を整備する場合の上限
				単価については、農村
				振興局長が別に定める
				ところによる。)
				(1) 山村振興法(昭
				和40年法律第64
				号)第7条第1項
				の規定に基づき指

	定された振興山村
	(2) 過疎地域の持続
	的発展の支援に関
	する特別措置法
	(令和3年法律第
	19号) 第2条第1
	項(同法第43 条
	の規定により読み
	替えて適用する場
	合を含む。)に規
	定する過疎地域
	(同法第3条第1
	項若しくは第2項
	(これらの規定を
	同法第43 条の規
	定により読み替え
	て適用する場合を
	含む。)、第41 条
	第1項若しくは第
	2項(同条第3項
	の規定により準用
	する場合を含
	む。)、第42 条又
	は第44 条第4項
	の規定により過疎
	地域とみなされる
	区域を含み、令和
	3年度から令和8
	年度までの間に限
	り、同法附則第5
	条に規定する特定
	市町村(同法附則
	第6条第1項、第
	7条第1項及び第
	8条第1項の規定
	○ 宋第1頃の規定 により特定市町村
	I I
	の区域とみなされ
	る区域を含む。)
	を、令和3年度か
	ら令和9年度まで
	の間に限り、同法
	附則第5条に規定
	する特別特定市町
	村(同法附則第6
	条第2項、第7条
	第2項及び第8条
	第2項の規定によ
	り特別特定市町村
	の区域とみなされ
	る区域を含む。)
	を含む。)以下単
	に「過疎地域」と
	いう。)
	(3)離島振興法(昭
1	

		和28年法律第72
		号)第2条第1項
		の規定に基づき指
		定された離島振興
		対策実施地域
		(4) 半島振興法(昭
		和60年法律第63
		号)第2条第1項
		の規定に基づき指
		定された半島振興
		対策実施地域
		(5)特定農山村地域
		における農林業等
		の活性化のための
		基盤整備の促進に
		関する法律(平成
		5年法律第72号)
		第2条第4項の規
		定に基づき公示さ
		れた特定農山村地
		域
		(6)棚田地域振興法
		(令和元年法律第
		42号) 第7条第1
		項の規定に基づき
		指定された指定棚
		田地域

別表2(第3関係)鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

	事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	交付率
1	広域捕獲活動	1 実施体制の整備	都道府県	事業実施地区が複数	推進事業
	(有害捕獲)			の市町村を含むこと。	定額(ただし、限度
		2 広域捕獲活動(有		なお、広域捕獲活動	額及び広域捕獲活動
2	新技術実証·	害捕獲)		(有害捕獲)を実施す	(有害捕獲) における
크	音及活動			る場合は、事業実施地	上限単価については、
		3 新技術実証・普及		区内の全ての市町村等	農村振興局長が別に定
3	人材育成活動	活動		において被害防止計画	めるところによる。)
				が作成されていること	
		4 人材育成活動		又は作成されることが	
				確実と見込まれるこ	
		5 ジビエ等の利用拡		と。	
		大に向けた地域の取			
		組			

別表3 (第3関係) 鳥獸被害防止緊急捕獲活動支援事業

事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	交付率
1 被害緊急対	推進事業	農村振興局長が	被害防止計画が作成	定額(ただし、上限
応型	有害捕獲	別に定める協議会	されていること。	単価については、農村
		等とする。		振興局長が別に定める
2 広域連携型				ところによる。)

別表4(第3関係)鳥獣被害対策基盤支援事業

別表4(第3関係)	鳥獣被害対策基盤支援事	業	1	1
事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	交付率
1 被害対策担い手	1 被害対策担い手育成	民間企業、一般社	次に掲げる全ての要	定額(ただし、
育成・マッチンク	・マッチング事業	団法人、一般財団法	件を満たすこと。	限度額について
事業	①被害防止対策の中心	人、公益社団法人、	1 被害対策担い手育	は、農村振興局
	的な人材(地域リーダ	公益財団法人、協同	成・マッチング事業	長が別に定める
	ー (森林) 及び鳥獣被	組合、企業組合、特	(1)次に掲げる事業	ものとする。)
	害対策コーディネータ	定非営利活動法人、	を実施すること。	
	ー)の育成を図るため、	国立大学法人、公立	①地域リーダー(森	
	研修カリキュラムの作	大学法人、学校法人、	林)及び鳥獣被害	
	成及び研修会の開催・	独立行政法人、国立	対策コーディネー	
	運営を実施する事業と	研究開発法人及び協	ターについては、	
	する。	議会(農村振興局長	全国で研修会を開	
	②地域の鳥獣対策に係	が別に定めるものと	催すること。	
	る新たな担い手の発掘	する。)	②新たな担い手発掘	
	育成を図るためのセ		・育成セミナーに	
	ミナーを開催し、その		ついては、全国各	
	中で人材確保が課題と		ブロックで開催す	
	なっている市町村等と		ること。	
	のマッチングを行う事		③鳥獣対策技術に関	
	業とする。		する全国検討会を	
	③被害防止技術·手法		開催すること。	
	等に関する情報共有を		(2)農村振興局長が	
	図るための全国検討会		別に定める要件及	
	を開催する事業とす		び基準を満たして	
	る。		いること。	
2 利活用技術者育	2 利活用技術者育成研		2 利活用技術者育成	
成研修事業	修事業		研修事業	
	捕獲した鳥獣の利活用		(1) 全国で研修会を	
	を推進する人材の育成を		開催すること。	
	図るため、研修カリキュ		(2)農村振興局長が	
	ラムの作成、研修会の開		別に定める要件及	
	催・運営、捕獲個体の処		び基準を満たして	
	理に関する調査を実施す		いること。	
	る事業とする。			
3 鳥獣利活用推	3 鳥獣利活用推進支援		3 鳥獸利活用推進支	
進支援事業	事業		援事業	
	捕獲から需要までの関		(1) 事業内容欄に規	
	係者で構成される全国的		定するコンソーシ	
	な検討体制(コンソーシ		アムは、民間企業、	
	アム)を構築し、野生鳥		地方公共団体の他、	
	獣肉(ジビエ)等の全国		野生鳥獣の捕獲、	
	的な需要拡大及び利活用		処理加工、供給及	
	推進のための関連情報の		び消費に取り組む	
	収集・発信、広報・普及		民間団体等で構成	

啓発等を実施する事業と	すること。	
する。	(2)農村振興局長が	
	別に定める要件及	
	び基準を満たして	
	いること。	

別表5 (第3関係) 全国ジビエプロモーション事業

事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	交付率
全国ジビエプ	1 ジビエフェア開催事業	民間企業、一般社団	次に掲げる全ての	定額(ただし、限度
ロモーション事	協賛飲食店等を募集・開拓	法人、一般財団法人、	要件を満たすこと。	額については、農村
業	し、ジビエフェアを開催する	公益社団法人、公益財	1 全国的なジビエ等	振興局長が別に定め
	事業とする。	団法人、協同組合、企	の消費拡大に向けた	るものとする。)
		業組合、特定非営利活	事業であること。	
	2 ジビエ需要拡大・普及推	動法人、国立大学法人、	2 農村振興局長が別	
	進事業	公立大学法人、学校法	に定める要件及び基	
	消費者やインバウンドに対	人、独立行政法人、国	準を満たしているこ	
	するジビエ関連情報の発信等	立研究開発法人及び協	と。	
	を行う事業とする。	議会(農村振興局長が		
		別に定めるものとす		
		る。)		

別表6(第3関係)鳥獣被害防止対策促進支援事業

事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	交付率
1 中山間地	鳥獸被害防	農村振興局長	次に掲げる全ての要	定額、1/2以內
域等鳥獣被	止施設	が別に定める協	件を満たすこと。	上記にかかわらず、沖縄県にあって
害防止施設	①新規整備	議会等とする。	1 被害防止計画が作	は2/3以内、次の(1)から(6)
整備事業	②再編整備		成されていること又	までの要件のいずれかに該当する地域
(1)被害緊急対			は作成されることが	にあっては、5.5/10以内とする。(上
応型			確実と見込まれるこ	記にかかわらず、鳥獣被害防止施設を
(2) 広域連携型			と。	農家・地域住民等参加型の直営施工に
			2 有害捕獲、被害防	より整備する場合であって、資材費の
			除及び生息環境管理	み交付対象経費とするときには、定額
			のうち複数の取組が	とすることとし、鳥獣被害防止施設を
			行われていること又	整備する場合の上限単価については、
			は確実と見込まれる	農村振興局長が別に定める。)
			こと。	(1)山村振興法(昭和40年法律第64
			3 農村振興局長が別	号)第7条第1項の規定に基づき指
			に定める対象地域で	定された振興山村
			あること。	(2) 過疎地域の持続的発展の支援に
			4 受益戸数が3戸以	関する特別措置法(令和3年法律第
			上であること。なお、	19号)第2条第1項(同法第43条の
			再編整備を実施する	規定により読み替えて適用する場合
			場合は、既存施設を	を含む。)に規定する過疎地域(同
			含めた受益戸数が3	法第3条第1項若しくは第2項(こ
			戸以上であることが	れらの規定を同法第43条の規定によ
			確認できること。	り読み替えて適用する場合を含
			5 農村振興局長が別	む。)、第41条第1項若しくは第2
			に定めるところによ	項(同条第3項の規定により準用す
			り施設の耐用年数が	る場合を含む。)、第42条又は第44
			一定年数を超えるも	条第4項の規定により過疎地域とみ
			のであること。なお、	なされる区域を含み、令和3年度か
			再編整備を実施する	ら令和8年度までの間に限り、同法
			場合は、既存施設が	附則第5条に規定する特定市町村
			耐用年数を超えてい	(同法附則第6条第1項、第7条第
			ないこと。	1項及び第8条第1項の規定により
			6 当該施設の整備に	特定市町村の区域とみなされる区域
			よる全ての効用によ	を含む。)を、令和3年度から令和
			って全ての費用を償	9年度までの間に限り、同法附則第
			うことが見込まれる	5条に規定する特別特定市町村(同
			こと。	法附則第6条第2項、第7条第2項
			7 当該施設の整備に	及び第8条第2項の規定により特別
			より受益地内の生産	特定市町村の区域とみなされる区域
			コストの低減が10%	を含む。) を含む。)
			以上見込まれるこ	(3)離島振興法(昭和28年法律第72
			と。	号)第2条第1項の規定に基づき指
				定された離島振興対策実施地域
				(4)半島振興法(昭和60年法律第63
				号)第2条第1項の規定に基づき指
				定された半島振興対策実施地域
				(5) 特定農山村地域における農林業
				等の活性化のための基盤整備の促進
				に関する法律(平成5年法律第72号)
				第2条第4項の規定に基づき公示さ
				れた特定農山村地域
1	l			(6)棚田地域振興法(令和元年法律

2 都道府県 捕獲促進支 援事業	1 生息状況 調査 2 捕獲技術 強化		事業実施地区が複数 の市町村を含むこと。 なお、事業実施地区 内の全ての市町村等に おいて被害防止計画が 作成されていること は作成されることが確	7 = 151 (17 15 4 15 11 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17
-	ら関さ制シ築獣等で拡の開普実流係れ(アし肉のの大調発及施まで検ン)野ど通扱る、広発るで構討ソを生工段量た商報等事の成体一構鳥)階をめ品・を業	般社団法人、一 公 公 始 超 合、	地方公共団体、野生 鳥獣の捕獲、処理加 工、供給及び消費に 取り組む民間団体等 から構成すること。 2 広域的なジビエの 消費拡大に向けた取	

別表7(第3関係)鳥獣被害防止施設整備促進支援事業

事業種館 事業内容 事業基連主体 次に掲げる全ての要 だ額、1/2以内 次の型 上記数 が別に定める協 1 新規整備 2 再編整備 2 再編整備 2 再編整備 2 再編整備 2 再編整備 2 再編整備 2 有書補援、被書助 2 をとし、鳥脈被書助止施設を農家・地 2 有書補援、被書助 2 をとし、鳥脈被書助止施設を農家・地 2 をとし、鳥脈被書助止施設を整備する 2 をとし、鳥脈被書助止を整める。 2 をとし、鳥脈被書助止が変を整備する 2 をとし、鳥脈被書助止が変を整備する 2 をとし、鳥脈被書助止が変を整備する 2 をとしたを、一部は実と見いまする場合を含む。) 3 を料が表すする場合を含む。) 3 を外が表すする場合を含む。) 3 を発きすりを定する場合を含む。) 3 を発きを超えるも 3 を発き変しなど、再編整備を実施する 3 を発き変しなど、再編整備を実施する 3 を発き変しなど、再編整備を実施する 3 を発き変しなど、再編整備を実施する 3 を発き変しなど、自然を変しる 3 を発き変しなど、自然を変しる 3 を発き変しなど、自然を変しる 3 を発き変しなど、自然を変しる 3 を発き変しなど、自然を変しる 3 を表もない、 3 を表すりを変しがある 3 を表すりを変しがある 3 を表すりを変しがある 3 を表すりを変しがある 3 を表すりを変しがある 3 を表すしていないこと。 4 を表すしているが、 4 を表すしてい
対応型 2 広域連携 型
2 広域連携 2 再編整備 叢会等とする。 1 被害防止計画が作成されていることでは、たちが10以内とする地域にあって、
型 2 再編整備 成されていることでは作成されることが確実と見込まれること。 2 有害捕獲、被害防 除及び生息環境管理 のうち複数の取乱と又 は確実と見込まれることで
は作成されることが 確実と見込まれること。
をきるい。 2 有害捕獲、被害防 域 (大野
を。 2 有害捕獲、被害防 除及び生息環境管理 のうち複数の報紅が 行われていることと 場合の上腺は幅については、農村振興局長が別に定めるかまと。 4 受益戸数が3戸以上であること。 4 受益戸数が3戸以上であること。 5 農村振興局長が別に定めると。 4 受益戸数が3戸以上であることが確認できることが 確認できること。 5 農村振興局長が別に定めるとが確認できること。 5 農村振興局長が別に定めるとが確認できること。 5 農村振興局長が別に定めることが確認できること。 5 農村振興局長が別に定めるとこと。 5 農村振興局長が別に定めるとこと。 5 農村振興局長が別に定めるとこと。 6 当該施設の耐用年数が一定年数を超えるものであること。なお、再編整備を実施する場合を含む。)に規定を同法第43条の規定により第3条件1項者1しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により第44条第4項第4条第1項者1しくは第2項(同条第44条第1項者1とは第2項(同条第45条で入。育41を取りにより第4条等)の規定により準用する場合を含む。)によりではとみなされる区域を含み、令和3年度から合和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附)第第条第1項、第7条第1項及び第8条第1項、第2項、での間に限り、同法附則則第5条に規定する特別を市町村(同法附)第5条に規定する特別を市町村(同法附)第6条第2項、第7条第2項及び第8条2項、第7条第2項及び第8条2項、第7条第2項及び第8条
2 有害捕獲、被害防
(森及び生息環境管理 のうち複数の取組が 行われていることス は確実と見込まれる こと。 3 農村振興局長が別に定めるかり。 はであること。 4 受益戸数が3戸以上であること。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設を含めた受益戸数が3戸以上であることが、確認できること。 5 農村振興局長が別に定めるところにより施設の耐用年数が一定年数を超えるものであること。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設を含めた受益が、第34条第1項若しくは第2項(これらの規定を同出法第43条の規定により施設の耐用年数が一定年数を超えるものであること。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設が耐用年数が一定年数を超えるものであること。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設が耐用年数を超えていないこと。 6 当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 6 当該が記の整備によってすべての費用を償うことが見込まれること。をキュ項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により時に前野第5条に規定の規定により特定市町村の方に限り、同法附則第5条に規定の間に関い、同法附則第5条に規定の間に関い、同法附則第5条に対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対
のうち複数の取組が 行われていること又 は確実と見込まれる こと。 3 農村振興局長が別に定めるよう。 1 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村 2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3年1項若しくは第2項(同法第20人であること。
行われていること又は確実と見込まれること。 3 農村振興局長が別に定める。) 1 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村 2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により第2条第1項(同法第43条の規定により前職設できること。 5 農村振興局長が別に定めるとろにより施設の耐用年数が一定年数を超えるものであること。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設の耐用年数が一定年数を超えるものであること。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設が耐用年数が一定年数を超えるものであること。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設が一定を含む。)第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第6条第1項の規定により特定に対則第5条に規定する特定に対りを一下の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第6条第1項の規定により特定市町村(同法附則第6条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法所則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第1項、規定により特定市町村(同法附則第6条第1項の規定により特定市町村(同法附則第6条第1項の規定により特定市町村(同法附則第6条第1項の規定により特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条
は確実と見込まれること。 3 農村振興局長が別に定める対象地域であること。 4 受益戸数が3戸以上であること。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設を含めた受益戸数が3戸以上であることが確認できること。 5 農村振興局長が別に定める。)第2条第1項の規定に基づき指定された振興山村2 過疎地域で持続的発展の支援に関サッ第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により施設の耐用により施設の耐用を数が一定年数を超えるものであること。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設が耐用年数を超えていないこと。 6 当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 7 第3条第1項及び第8条第1項、第7条第1項及び第8条第1項、第7条第1項及び第8条第1項、第7条第1項及び第8条第1項、第7条第1項及び第8条第1項、第7条第1項及び第8条第1項、第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項、第7条第1項及び第8条第1項、第7条第1項及び第8条第1項、第7条第1項及び第8条第1項、第7条第1項及び第8条第1項、第7条第1項及び第8条第1項、第7条第1項及び第8条第1項、第7条第1項及び第8条第1項が1の程度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条
こと。 3 農村振興局長が別に定める対象地域であること。 4 受益戸数が3戸以上であること。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設を含めた受益戸数が3戸以上であることが確認できること。 5 農村振興局長が別に定めるところにより施設の耐用年数が一定年数を超えるものであること。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設が高計を実施する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により進用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定により特定市町村のによってすべての費用を償うことが見込まれること。 5 等の関係により地であるに関り、同法附則第5条に規定する特定により特定市町村の関連によりまでであり、第6条第1項、第7条第1項の規定により特定市町村の規定により場でであり、第6条第1項、第7条第1項の規定により特定市町村のに対していないこと。 6 当該施設の整備によってすべての費用を償うことが見込まれること。条第2項、第7条第2項及び第8条
3 農村振興局長が別に定める対象地域であること。 4 受益戸数が3戸以上であること。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設を含めた受益戸数が3戸以上であることが確認できること。 5 農村振興局長が別に定めるところにより施設の耐用年数が一定年数を超えるものであること。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設が高さと。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設が耐用年数を超えるものであること。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設が耐用年数を超えていないこと。 6 当該施設の整備によってすべての費用を償うことが見込まれること。等2項、第7条第1項及び第8条第2項、第7条第2項及び第8条
に定める対象地域であること。 4 受益戸数が3戸以上であること。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設を含めた受益戸数が3戸以上であることが確認できること。 5 農村振興局長が別に定めるところにより施設の耐用年数が一定年数を超えるものであること。なお、再編整備を実施する場合を含む。となお、再編整備を実施する場合により適強を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条第1項、第7条第1項及び第8条第1項、第7条第1項及び第8条
2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19 上であること。なお、 再編整備を実施する場合は、既存施設を含めた受益戸数が3 戸以上であることが確認できること。 5 農村振興局長が別に定めるところにより施設の耐用年数が一定年数を超えるものであること。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設が耐用年数が一定年数を超えるものであること。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設が耐用年数を超えるものであること。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設が耐用年数を超えるものであること。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設が耐用年数を超えていないこと。 6 当該施設の整備により海球地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条
4 受益戸数が3戸以上であること。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設を含めた受益戸数が3戸以上であることが確認できること。 5 農村振興局長が別に定めるところにより施設の耐用年数が一定年数を超えるものであること。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設が耐用年数を超えるものであること。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設が耐用年数を超えていないこと。 6 当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。第7条第2項及び第8条第2項、第7条第2項及び第8条
上であること。なお、 再編整備を実施する 場合は、既存施設を 含めた受益戸数が3 戸以上であることが 確認できること。 5 農村振興局長が別 に定めるところにより施設の耐用年数が 一定年数を超えるものであること。なお、 再編整備を実施する場合は、既存施設が耐用年数を超えていないこと。 6 当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。なお、 有 当 方
再編整備を実施する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これ
場合は、既存施設を 含めた受益戸数が3 戸以上であることが 確認できること。 5 農村振興局長が別 に定めるところにより施設の耐用年数が 一定年数を超えるものであること。なお、再編整備を実施する 場合は、既存施設が 耐用年数を超えていないこと。 場合は、既存施設が であること。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設が 耐用年数を超えていないこと。 も 当該施設の整備によの地域とみなされるとのであること。なが、名別に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項の規定により特定市町村、ないこと。 6 当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 条第2項、第7条第2項及び第8条
意めた受益戸数が3 戸以上であることが 確認できること。 5 農村振興局長が別 に定めるところにより施設の耐用年数が 一定年数を超えるものであること。なお、 再編整備を実施する場合は、既存施設が耐用年数を超えていないこと。 6 当該施設の整備によるすべての効用によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれるに対し、同法附則第5条に規定する特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村の区域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項及び第8条
原以上であることが 確認できること。 5 農村振興局長が別 に定めるところにより施設の耐用年数が一定年数を超えるものであること。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設が耐用年数を超えていないこと。 6 当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条
確認できること。
5 農村振興局長が別に定めるところにより施設の耐用年数が一定年数を超えるものであること。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設が耐用年数を超えていないこと。 6 当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第6条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条
に定めるところにより施設の耐用年数が一定年数を超えるものであること。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設が耐用年数を超えていないこと。 6 当該施設の整備によるすべての効用によるすべての費用を償うことが見込まれること。第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定を償うことが見込まれること。 第3項の規定により準用する場合を含む。)本の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)を名第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条
り施設の耐用年数が 一定年数を超えるも のであること。なお、 再編整備を実施する 場合は、既存施設が 耐用年数を超えてい ないこと。 6 当該施設の整備に よるすべての効用に よってすべての費用 を償うことが見込ま れること。
一定年数を超えるものであること。なお、再編整備を実施する場合は、既存施設が開用年数を超えていないこと。 6 当該施設の整備によりではを含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までよってすべての費用を償うことが見込まれること。 6 対象では、のではとみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村の間に限り、同法附則第5条に規定を償うことが見込まれること。
のであること。なお、 再編整備を実施する 場合は、既存施設が 耐用年数を超えてい ないこと。 6 当該施設の整備に よるすべての効用に よってすべての費用 を償うことが見込ま れること。 区域を含み、令和3年度から令和8 年度までの間に限り、同法附則第5 条に規定する特定市町村(同法附則 第6条第1項の規定により特定市町村 の区域とみなされる区域を含む。) を、令和3年度から令和9年度まで の間に限り、同法附則第5条に規定 する特別特定市町村(同法附則第6 条第2項、第7条第2項及び第8条
再編整備を実施する 場合は、既存施設が 耐用年数を超えていないこと。 6 当該施設の整備により特定市町村 6 当該施設の整備によるすべての効用によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 第6条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条
場合は、既存施設が 耐用年数を超えてい ないこと。 6 当該施設の整備に よるすべての効用に よってすべての費用 を償うことが見込ま れること。 条に規定する特定市町村(同法附則 第6条第1項、第7条第1項及び第 8条第1項の規定により特定市町村 の区域とみなされる区域を含む。) を、令和3年度から令和9年度まで の間に限り、同法附則第5条に規定 する特別特定市町村(同法附則第6 条第2項、第7条第2項及び第8条
耐用年数を超えてい ないこと。 6 当該施設の整備に よるすべての効用に よってすべての費用 を償うことが見込ま れること。 第6条第1項、第7条第1項及び第 8条第1項の規定により特定市町村 の区域とみなされる区域を含む。) を、令和3年度から令和9年度まで の間に限り、同法附則第5条に規定 する特別特定市町村(同法附則第6 条第2項、第7条第2項及び第8条
ないこと。 8条第1項の規定により特定市町村 の区域とみなされる区域を含む。) よるすべての効用に よってすべての費用 の間に限り、同法附則第5条に規定を償うことが見込ま する特別特定市町村(同法附則第6れること。 条第2項、第7条第2項及び第8条
6 当該施設の整備に よるすべての効用に よってすべての費用 を償うことが見込ま れること。 の区域とみなされる区域を含む。) を、令和3年度から令和9年度まで の間に限り、同法附則第5条に規定 する特別特定市町村(同法附則第6 条第2項、第7条第2項及び第8条
よるすべての効用に を、令和3年度から令和9年度まで よってすべての費用 の間に限り、同法附則第5条に規定 を償うことが見込ま する特別特定市町村(同法附則第6 れること。 条第2項、第7条第2項及び第8条
を償うことが見込ま する特別特定市町村(同法附則第6 れること。 条第2項、第7条第2項及び第8条
れること。 条第2項、第7条第2項及び第8条
7 当該施設の整備に 第2項の規定により特別特定市町村
より受益地内の生産 の区域とみなされる区域を含む。)
コストの低減が10% を含む。)
以上見込まれるこ 3 離島振興法 (昭和28年法律第72
と。 号)第2条第1項の規定に基づき指
定された離島振興対策実施地域
4 半島振興法(昭和60年法律第63
号)第2条第1項の規定に基づき指
定された半島振興対策実施地域
5 特定農山村地域における農林業
等の活性化のための基盤整備の促進
に関する法律(平成5年法律第72号)
第2条第4項の規定に基づき公示さ
7 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
れた特定農山村地域

		42号)	第7条第1項の規定に基づき
		指定さ	れた指定棚田地域

鳥獸被害防止総合支援事業

第1 事業の実施手続

1 事業実施主体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の現状及び課題、被害 軽減目標並びに被害対策の具体的な取組方針について定めた被害防止計画を作 成するものとする。

この場合、事業実施主体を構成する市町村又は所在する市町村において、事業を実施しようとする市町村を対象として法第4条に基づき1の被害防止計画を作成している場合にあっては、これをもって本事業における被害防止計画に代えることができるものとする。

- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、1の被害防止計画を添付した上で、複数の都道府県の市町村をまたぐ事業実施計画(以下「広域都道府県域計画」という。)にあっては、地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)に提出し承認を受けるものとし、それ以外の事業実施計画にあっては、都道府県知事に提出するものとする。
- 3 都道府県知事は、2により提出された事業実施計画及び都道府県が事業実施 主体となる事業実施計画を踏まえ、農村振興局長が別に定めるところにより、 都道府県事業実施計画(以下「都道府県計画」という。)を作成し、地方農政 局長に提出するものとする。
- 4 都道府県知事は、3の提出を行う際に、都道府県計画に地域提案、自らが事業実施主体となる事業実施計画及び農村振興局長が別に定める上限単価を超える事業実施計画がある場合には、これらの内容について、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長と協議を行うものとする。
- 5 地方農政局長は、4の協議又は2の広域都道府県域計画の承認申請を受けた場合には、内容を検討するため、必要に応じて関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるとともに、広域都道府県域計画の承認結果について、関係地方農政局及び関係都道府県に情報提供を行うものとする。
- 6 都道府県知事は、鳥獣被害防止の目標達成に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、農村振興局長が別に定める重要な変更に該当するときは、2、3、4及び5を準用して手続を行うものとする。また、地域提案に係る内容を変更する場合にあっては、重要な変更の有無にかかわらず、地方農政局長に報告するものとする。

また、広域都道府県域計画についても、農村振興局長が別に定める重要な変更に該当するときは、2及び5の規定を準用するものとする。

第2 推進指導等

1 推進指導

都道府県は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を活かした本事業の効果的な推進が図られるよう、市町村等との密接な連携を図るとともに、農林水産部局、鳥獣保護部局及び試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

2 事業の適正な執行の確保

- (1) 国は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、実施手続及び事業 実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の関係部 局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業の運用に反映させるものとする。
- (2) 都道府県は、(1) に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。 ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りでない。

第3 事業の実施期間

本事業は、令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

第4 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、 別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

第5 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県域計画に基づき事業を実施した事業実施主体(以下「広域都道府県域事業実施主体」という。)にあっては地方農政局長に行い、それ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体は都道府県知事に行うものとする。
- 2 地方農政局長及び都道府県知事は、1の実施状況の報告を受けた場合には、 農村振興局長が別に定める通知を踏まえ、その内容について検討し、被害防止 計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施 主体に対して必要な指導を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、1の実施状況の報告について、農村振興局長が別に定める ところにより、地方農政局長に報告するものとする。

第6 事業の評価

1 事業評価

被害防止計画に定められた目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

(1)事業実施主体は、被害防止計画の目標年度の翌年度において、被害防止計画に定められた目標の達成状況について、自ら評価を行い、評価内容の妥当性について、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、結果を報告するものとし広域都道府県域事業実施主体にあっては、地方農政局長に行い、それ以外の事業実施主体にあっては、都道府県知事に報告するものとする。

なお、事業実施主体は、事業評価の結果を踏まえ、被害防止計画に定められた目標の見直し等を必要に応じ実施するものとする(2の(1)に該当する場合を除く。)。

- (2) 都道府県知事は、(1) により事業評価の報告を受けた場合は、その内容 を点検評価し、その結果を地方農政局長に報告するとともに、当該事業実施 主体に対して必要に応じ指導を行うものとする。
- (3) 地方農政局長は、(1) 及び(2) により事業評価結果の報告を受けた場

合は、必要に応じて関係部局で構成する検討会を開催し、その内容を点検評価し、都道府県知事及び広域都道府県域事業実施主体に対して必要に応じ指導を行うものとする。

なお、地方農政局長は、当該評価結果を農村振興局長に報告するものとする。

- (4)農村振興局長は、(3)により事業評価結果の報告を受けた場合には、その結果をとりまとめ、本事業の関係者以外の意見を聴取しつつ、評価を行うものとする。
- (5) 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長は、その結果を公表するものとする。
- (6) 国は、本事業の実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する 調査を行うことができるものとする。

2 改善計画

- (1) 1の事業評価の結果、被害防止計画に定められた目標の達成状況が低調である場合は、事業実施主体は、その要因、推進体制、施設の利用計画の見直し等目標達成に向けた方策を記載した改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その内容を公表するとともに、農村振興局長が別に定めるところにより、広域都道府県域事業実施主体にあっては、地方農政局長に、それ以外の事業実施主体にあっては、都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1) の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、 農村振興局長が別に定めるところにより、当該改善計画を地方農政局長に報 告するものとする。
- (3)地方農政局長は、(1)及び(2)により報告を受けた場合、当該広域都道府県域事業実施主体及び当該都道府県に対し指導及び助言を行うものとする。

第7 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策との関連及び活用に配慮するものとする。

- (1) 6次産業化の推進に関する施策
- (2) 経営所得安定対策に関する施策
- (3) 中山間地農業ルネッサンス事業に関する施策
- (4) 荒廃農地等利活用促進に関する施策
- (5) 多面的機能支払交付金に関する施策
- (6) 中山間地域等直接支払交付金に関する施策
- (7) 中山間地域所得確保対策に関する施策
- (8) 森林整備事業に関する施策
- (9) 内水面漁場・資源管理総合対策事業に関する施策
- (10) 有害生物漁業被害防止総合対策事業に関する施策
- (11) 国土強靭化地域計画に基づく国土強靱化に関する施策

(別記2)

鳥獸被害防止都道府県活動支援事業

第1 事業の実施手続

- 1 都道府県知事は、農村振興局長が別に定めるところにより、都道府県計画を作成し、地方農政局長と協議を行うものとする。
- 2 都道府県知事は、鳥獣被害防止に資するため必要があると認める場合には、 都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、農村振 興局長が別に定める重要な変更に該当するときは、1を準用して手続を行うも のとする。

第2 推進指導

地方農政局長は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を活かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第3 事業の実施期間

本事業は、令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

第4 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、 別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

第5 事業実施状況の報告等

都道府県知事は、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況 について、地方農政局長に報告するものとする。

第6 事業の評価

本事業で実施した事業内容については、農村振興局長が別に定めるところにより事業評価を行うものとする。

第7 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策との関連及び活用に配慮するものとする。

- (1) 6次産業化の推進に関する施策
- (2) 経営所得安定対策に関する施策
- (3) 中山間地農業ルネッサンス事業に関する施策
- (4) 荒廃農地等利活用促進に関する施策
- (5) 多面的機能支払交付金に関する施策
- (6) 中山間地域等直接支払交付金に関する施策
- (7) 中山間地域所得確保対策に関する施策
- (8) 森林整備事業に関する施策
- (9) 内水面漁場・資源管理総合対策事業に関する施策
- (10) 有害生物漁業被害防止総合対策事業に関する施策

(11) 国土強靱化地域計画に基づく国土強靱化に関する施策

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

第1 事業の実施手続

- 1 事業実施主体を構成する市町村(市町村が事業実施主体である場合を含む。) 又は事業実施主体が所在する市町村(以下第1において「事業実施市町村」という。)は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の現状及び課題、被害軽減目標並びに被害対策の具体的な取組方針について定めた法第4条に基づく被害防止計画を作成するものとする。
- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画を 作成し、1の被害防止計画を添付した上で、複数の都道府県の市町村をまたぐ 事業実施計画(以下「広域都道府県域計画」という。)にあっては、地方農政 局長に提出し承認を受けるものとし、それ以外の事業実施計画にあっては、都 道府県知事に提出するものとする。
- 3 都道府県知事は、2により提出された事業実施計画及び都道府県が事業実施 主体となる事業実施計画を踏まえ、農村振興局長が別に定めるところにより、 都道府県計画を作成し、地方農政局長に提出するものとする。
- 4 都道府県知事は、3の提出を行う際に、都道府県計画に自らが事業実施主体となる事業実施計画がある場合及び農村振興局長が別に定める鳥類の上限単価を超える事業実施計画がある場合には、その内容について、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長と協議を行うものとする。
- 5 地方農政局長は、4の協議又は2の広域都道府県域計画の承認申請を受けた場合には、内容を検討するため、必要に応じて関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるとともに、広域都道府県域計画の承認結果について、関係地方農政局及び関係都道府県に情報提供を行うものとする。
- 6 都道府県知事は、鳥獣被害防止の目標達成に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、農村振興局長が別に定める重要な変更に該当するときは、2、3、4及び5の規定を準用して手続を行うものとする。

また、広域都道府県域計画については、農村振興局長が別に定める重要な変更に該当するときは、2及び5の規定を準用して手続を行うものとする。

第2 推進指導等

都道府県は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を活かした本対策の効果的な推進が図られるよう、市町村等との密接な連携を図るとともに、農林水産部局、鳥獣保護部局、試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

第3 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、

別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

第4 事業の支援対象期間

本事業の支援対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

なお、事業実施主体が支援対象期間に捕獲確認をした場合に支援対象とすることができる。

第5 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県域計画に基づき事業を実施した事業実施主体にあっては地方農政局長に行い、それ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体は都道府県知事に行うものとする。
- 2 地方農政局長及び都道府県知事は、1の実施状況の報告を受けた場合には、 その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれな いと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、1の実施状況の報告について、農村振興局長が別に定める ところにより、地方農政局長に報告するものとする。

第6 事業の評価

本事業で実施した事業内容については、農村振興局長が別に定めるところにより事業評価を行うものとする。

第7 他の施策等との関連

本対策の実施に当たっては、次に掲げる施策との関連及び活用に配慮するものとする。

- (1) 6次産業化の推進に関する施策
- (2)経営所得安定対策に関する施策
- (3) 中山間地農業ルネッサンス事業に関する施策
- (4) 荒廃農地等利活用促進に関する施策
- (5) 多面的機能支払交付金に関する施策
- (6) 中山間地域等直接支払交付金に関する施策
- (7) 中山間地域所得確保対策に関する施策
- (8) 森林整備事業に関する施策
- (9) 内水面漁場・資源管理総合対策事業に関する施策
- (10) 有害生物漁業被害防止総合対策事業に関する施策
- (11) 国土強靱化地域計画に基づく国土強靱化に関する施策

(別記4)

鳥獣被害対策基盤支援事業

第1 事業の実施手続

- 1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画を 作成し、農村振興局長の承認を受けるものとする。
- 2 1の規定は、農村振興局長が別に定める事業実施計画の重要な変更について 準用するものとする。

第2 推進指導

国は、地域の実態に即し、鳥獣被害対策基盤支援事業の効果的な推進が図られるよう、関係部局、都道府県、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

第4 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、 別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を、毎年度、農村振興局長に報告するものとする。

第6 事業の評価

本事業で実施した事業内容については、農村振興局長が別に定めるところにより評価を行うものとする。

(別記5)

全国ジビエプロモーション事業

第1 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画を 作成し、農村振興局長の承認を受けるものとする。
- 2 1の規定は、農村振興局長が別に定める事業実施計画の重要な変更について 準用するものとする。

第2 推進指導

国は、ジビエの利用拡大の効果的な推進が図られるように、関係団体等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和3年度の1年間とする。

第4 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業完了時に農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を農村振興局長に報告するものとする。

第6 事業の評価

本事業で実施した事業内容については、農村振興局長が別に定めるところにより評価を行うものとする。

鳥獸被害防止対策促進支援事業

第1 事業の実施手続

- 1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業 事業の実施手続は、別記1の第1を準用するものとする。
- 2 都道府県捕獲促進支援事業 事業の実施手続は、別記2の第1を準用するものとする。
- 3 ジビエ利用拡大推進事業
- (1) 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、農村振興局長に提出して、その承認を受けるものとする。
- (2) 事業実施主体が、事業実施計画について、農村振興局長が別に定める重要な変更に該当するときは、(1)を準用して手続を行うものとする。

第2 推進指導等

- 1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業 推進指導等は、別記1の第2を準用するものとする。
- 2 都道府県捕獲促進支援事業 推進指導等は、別記2の第2を準用するものとする。
- 3 ジビエ利用拡大推進事業 国は、ジビエの利用拡大の効果的な推進が図られるように、関係団体等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うもの

第3 事業の実施期間

とする。

本事業の実施期間は、交付決定の日から令和3年3月31日までとする。

第4 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

第5 事業実施状況の報告等

- 1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業 事業実施状況の報告は、別記1の第5を準用するものとする。
- 2 都道府県捕獲促進支援事業 事業実施状況の報告は、別記2の第5を準用するものとする。
- 3 ジビエ利用拡大推進事業 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の実施状 況について農村振興局長に報告するものとする。

第6 事業の評価

- 1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業 事業評価及び改善計画は、別記1の第6を準用する。
- 2 都道府県捕獲促進支援事業

事業評価は、別記2の第6を準用する。

3 ジビエ利用拡大推進事業 本事業で実施した事業内容については、農村振興局長が別に定めるところに より事業評価を行うものとする。

第7 他の施策等との関連

- 1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業 他の施策等との関連は、別記1の第7を準用するものとする。
- 2 都道府県捕獲促進支援事業 他の施策等との関連は、別記2の第7を準用するものとする。

(別記7)

鳥獸被害防止施設整備促進支援事業

- 第1 事業の実施手続 事業の実施手続は、別記1の第1を準用するものとする。
- 第2 推進指導等 推進指導等は、別記1の第2を準用するものとする。
- 第3 事業の実施期間 本事業の実施期間は、交付決定の日から令和4年3月31日までとする。
- 第4 国の助成措置 国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定 めるところにより交付金を交付するものとする。
- 第5 事業実施状況の報告等 事業実施状況の報告は、別記1の第5を準用するものとする。
- 第6 事業の評価 事業評価及び改善計画は、別記1の第6を準用する。
- 第7 他の施策等との関連 他の施策等との関連は、別記1の第7を準用するものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例による。

附則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例による。

附則

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附即

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成26年2月6日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この通知は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附則

(施行期日)

1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この通知による改正前の各通知(以下「旧通知」という。)の規定により農林水産省生産 局長(以下「生産局長」という。)がした処分、手続その他の行為(以下「処分等」という。) は、この通知による改正後の各通知(以下「新通知」という。)の相当規定により農林水 産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官(以下「生産局長等」という。)がした処分等と みなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為(以下「申請等」 という。)は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前 の例によるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附則

この通知は、平成30年2月1日から施行する。

附則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附則

この通知は、令和2年1月30日から施行する。

附則

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附則

この通知は、令和3年1月28日から施行する。

附則

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例による。

附則

この通知は、令和3年12月20日から施行する。